

(答弁書第百二十一号) 昭和二十二年十一月二十五日配付

内閣参甲第一三一号

昭和二十二年十一月二十一日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄殿

参議院議員小川友三君提出乙種料理店等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出乙種料理店等に関する質問に対する答弁書

一、御質問の乙種料理店で現在營業をしているものがあるとすれば、それは飲食營業緊急措置令の規定によつて許可を受け喫茶店として營業をしているものでありまして、料理店としての營業を許されている店は現在無い筈であります。

二、財政收入上酒税の徴收を確保し併せて勤労大衆の勤勞を慰藉するために合法的小規模に酒のみを提供する酒場の設備を認めることは寧ろ適當なものであると思料するのでありますが、然し仮に認めるにしても、これにより切角努力している流通秩序と國民総耐乏の体勢確立に障害を來さないようにするためその營業を默許することとしないで、一定の基準に基づいて嚴正なる許可の方針の下に開設すべきであると考えてゐるのであります。但し世界の窮屈な食糧需給事情につながつて、大量の食糧輸入を仰がねばならぬ日本の当面している情勢からしますならば、問題は更に複雑微妙な國際的影響を考えねばならぬことになるのでありますから國內的見地からだけでは問題の解決は難しいものであることと了解して

欲しいのであります。